

## 法律紹介 3

## 任意後見制度

弁護士 小原 路絵

成年後見という言葉は聞いたことがある方も多いかと思いますが、任意後見という言葉はまだあまり一般的ではないかも知れません。



成年後見とは、判断能力が欠如した場合に、家庭裁判所の選任により、本人の財産等を管理する後見人が選任される制度をいいます（欠如まで至らない場合の保佐・補助という制度もあります）。成年後見は、本人の判断能力がなくなった後に選任されるため、後見人が、本人の財産管理の意向を直接本人から聞くことができない場合がほとんどです。

他方で、任意後見とは、あらかじめ本人が後見人になってもらいたい人を選び、財産管理方針なども自分で決定できる制度をいいます。

具体的には、本人と後見人との間で、任意後見契約を公正証書で締結することになります（任意後見契約に関する法律2条、3条）。

そして、実際に任意後見が開始するのは、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてからで、後見人はこの監督人の監督を受けることとなりますので、本人の判断能力喪失後に、後見人が恣意的な管理を行わないよう公的な関与が行われることになっています。

また、任意後見は、①将来型②移行型③即効型の3つに分けることができます。①将来型とは、将来的に判断能力が低下した時点で後見人になってもらうという法文に即した典型的形態で、②移行型とは、まず後見人予定者に通常の委任契約として財産管理等を行ってもらい、いざ判断能力が欠如した場合に任意後見人となってもらう形態で、③即効型とは、任意後見契約は意思能力があれば締結できますので、判断能力が不十分な場合に契約締結直後に任意後見が開始する例外的形態です。

さらに、死後、ご自身の遺産がどのように分割されるかについてあらかじめ遺言で定めることもできますし、身寄りのいない方では、葬儀のやり方や知人への連絡を含め、死後の事務について委任契約を定めておくということもできますし、信託の利用も考えられます。

ご自身のライフスタイル、資産状況、家族の状況に応じて、一番自分に合った制度の利用を検討されてはいかがでしょうか。

## 法律紹介 4

## 婚外子相続差別規定違憲決定

弁護士 福市 航介

「人が亡くなると、その人の子どもは相続人となります。子どもが複数いれば、子どもらの相続分は平等です。」という説明は、亡くなった人には婚姻関係にある配偶者がおり、子どもはこの配偶者との間で生まれていることが前提です。ところが、亡くなった人に婚姻関係にない人との間で認知された子どもが他にいたとすればどうでしょうか。民法は、婚姻外で生まれた子ども（以下「婚外子」といいます。）の相続分は、婚姻内で生まれた子ども（以下「婚内子」といいます。）の相続分の2分の1としています（民法900条4号但書）。民法が法律婚主義を採用している以上、法律婚を推奨するため、相続分について婚外子よりも婚内子を優遇することはやむを得ないという価値判断です。



しかし、考えてみれば、法律婚を推奨するとしても、

両親の婚姻の有無という子どもにとってはどうしようもない事情で、両親ではなく、その子ども自身に不利益を与えるのは不合理です。そのため、婚外子と婚内子との間の相続分の区別は、「差別」に当たるのではないかと問われ続けていました。

このような中、最高裁大法廷は、平成25年9月4日、上記の区別は「差別」であると認め、民法900条4号但書の規定を違憲無効と判断し、婚外子と婚内子の相続分は平等であるとの決定をしました。

さて、この決定は、上記規定が平成13年7月から無効だったと判断しています。そうすると、約13年も前から実は婚外子と婚内子の相続分は平等だったこととなります。その間になされた遺産分割は一体どうなるのでしょうか。無効な規定を前提にされた遺産分割も無効となるので、この約13年間でなされた婚外子が絡む多数の遺産分割をやり直す必要がありそうです。しかし、上記決定は、これによる混乱を防ぐ必要があるとして、既に関係者間において裁判、合意などで確定的になった遺産分割は覆せないと判断しました。ただ、これだと従前の相続分で遺産分割してしまった婚外子が救われないという問題があり、学説の中には、この問題に対する対応を模索しているものもあります。